

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
23	スケジュール	新庁舎建設における事業手法・スケジュール検討にあたっての論点（課題、優先順位）整理

1 事業手法の検討について

工事の発注方式の検討にあたっては、次の視点を重視しました。

- ・危機管理の中心的役割を果たす市庁舎として、大地震等が発生しても業務継続が可能な構造体や設備の耐震性の確保を図る。
- ・環境に最大限配慮した市庁舎として、先進的な環境設備・機能等の導入を図る。
- ・執務室の分散化、年間 20 億円を超える賃借料負担、災害時の危機管理機能の強化など喫緊の課題を早期解決するために、工事期間の短縮を図る。
- ・様々な工夫により、建設コストやライフサイクルコストの縮減を図る。
- ・市内企業の参入機会に配慮するなど地域経済の活性化を図る。

※それぞれの項目はいずれも重要な視点であり、特に優先順位はなく、総合的に考慮して判断しました。

中でも、新市庁舎は超高層建築物となるため、東日本大震災の教訓を踏まえた長周期地震動への対策を含む耐震性の確保は重要と考えました。

2 スケジュールの検討について

次の視点を重視しました。

- ・新市庁舎整備は長年の課題のひとつであり、庁舎分散化の解消、現在の年間 20 億円を超える賃料負担、災害時の危機管理機能の強化など喫緊の課題を抱えており、早期に整備する必要がある。
- ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会までに、新市庁舎を整備することができれば、迎賓機能やプレゼンテーション機能を備えた新市庁舎で、環境未来都市をはじめとした、本市の先進事例を P R することができ、新市庁舎整備の効果も高まる。
- ・建設費高騰が懸念される中でできる限り財政負担を軽減する。

《現庁舎の課題と整備の必要性》

①施設や設備の老朽化

現在の市庁舎は建築後 50 年以上が経過し、空調、電気、給排水など、設備全体の老朽化が進んでいます。また、高齢者や障害者等へ配慮したバリアフリーや、ユニバーサルデザインなどに対応した十分な施設整備がされていないことに加え、執務スペース、会議室及び倉庫の不足といった非効率的な執務環境を招いている状況です。

②執務室の分散化

人口の増加や社会経済状況の変化に伴う業務量の拡大により、執務スペースが著しく不足し、現在では、市庁舎機能が約 20 の周辺の民間ビル・市所有施設に分散しています。これにより、来庁者にとって分かりづらく不便であるなど市民サービスの低下を招いている他、年間 20 億円を超える賃借料等の経費支出や業務の非効率化を引き起こしています。

③市民対応スペースの不足

情報提供・市民相談・交流の場・文化芸術など様々な市民サービスを提供していますが、執務室の狭あい化や分散化のため市民対応スペースが不足しており、市民ニーズが多様化する中でその要請に十分に答えられておらず、市民サービス機能が不十分な状況です。

④社会状況への対応

情報化社会の進展に伴う I C T の活用や、多様化・複雑化する行政需要や課題に対し、柔軟に対応できる体制が求められます。また、大規模地震や新型インフルエンザなどの危機の切迫感が高まる中、防災拠点やセキュリティ対策などの危機管理機能の強化や、省資源・省エネルギーといった低炭素社会の実現に向け、環境と共生した市庁舎が求められています。

⑤災害対策

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災では、建物内の什器等転倒により、災害時優先業務の開始が遅れた部署がありました。災害時における拠点として、安全を確保して業務を継続する重要性を再認識し、中長期的な震災対策の一環としても、地震、津波など様々な災害に即時に対応できる堅固な建物が必要です。

番号	分野別	資料の概要
24	スケジュール	新庁舎建設における計画スケジュールおよびそれに合わせた財政計画（財源調達）

1 新庁舎建設における計画スケジュール

詳細スケジュールについては資料7参照

2 建設費・設計費等の財政計画（財源調達）

収支シミュレーションでの想定額(市会部門の規模変更後)

○設計・施工分離発注方式

スケジュール									(単位:億円)
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	
建設費 設計費財源	市債発行	—	2.3	6.8	79.8	159.5	159.5	79.8	487.6
	一般財源	2.1	5.1	2.6	20.2	39.6	39.6	19.8	129

○設計・施工一括発注方式

スケジュール								(単位:億円)
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
建設費 設計費財源	市債発行	—	—	27.3	167.9	159.5	132.9	487.6
	一般財源	1.0	1.4	12.1	41.7	39.7	33.1	129

【参考】一般会計市債発行額の推移

(単位:億円)

	H21 (決算)	H22 (決算)	H23 (決算)	H24 (決算)	H25 (当初予算)
市債発行額	1,279	1,282	1,234	1,368	1,191

※H25は、土地開発公社解散に係る第三セクター等改革推進債1,383億円を除いたベース

番号	分野別	資料の概要
25	スケジュール	建設費（40万円/㎡）の考え方

1 平成23年度に民間事業者4社にヒアリングした時（面積約16万㎡と想定）の建設単価の考え方

（民間事業者へのヒアリング結果の平均値 単位：千円/㎡）

建設費	建設工事費	253.84
	設備工事費	92.30
合計		346.14

⇒ 35万円/㎡として基本構想の収支シミュレーションの建設単価として採用

2 最近の庁舎整備事業不調事例（価格は全て税抜）

○呉市役所（庁舎棟：9階、議会棟：4階、市民ホール棟：3階、

公用車駐車場棟：6階 合計面積：38,834㎡）

第1回入札公告：H24.12 予定価格：約117.7億円 結果：入札前全者辞退 [予定価格/面積] ：約30.3万円/㎡	第2回入札公告：H25.4 予定価格：約121.0億円 結果：入札前全者辞退 [予定価格/面積] ：約31.2万円/㎡	第3回入札公告：H25.7 予定価格：約130.3億円 結果：落札 127.0億円 [予定価格/面積] ：約33.6万円/㎡
--	---	---

○秋田市役所（地下1階/地上7階 30,980㎡）

第1回入札公告：H25.5 予定価格：約96.0億円 結果：入札前全者辞退 [予定価格/面積] ：約31.0万円/㎡	第2回入札公告：H25.7 予定価格：約105.4億円 結果：応募者なし [予定価格/面積] ：約34.0万円/㎡	第3回入札公告：H25.10 予定価格：約116.0億円 結果：落札 115.9億円 [予定価格/面積] ：約37.5万円/㎡
--	---	--

3 最近の庁舎整備契約事例（価格は全て税抜）

○茅ヶ崎市役所（地下1階/地上7階 20,051㎡）

入札：H25.10 予定価格：約66.5億円 [予定価格/面積：33.2万円/㎡]

契約額：65.7億円

○佐野市役所（地下1階/地上7階 20,403㎡）

入札：H25.8 予定価格：約70.2億円 [予定価格/面積：34.4万円/㎡]

契約額：67.0億円

4 現時点における建設単価の考え方

1に記載した、基本構想における設定建設単価は、現在の社会情勢から推察すると、必ずしも市場と合致していないと考えられる。

また、下表「標準建設費指数」の推移からも平成25年度からは建設費高騰の傾向であることが分かる。

仮にこれらを勘案すると

H23の建設費単価 35万円/m² に 標準建設費の推移数値の上昇率

(下表標準建築費の推移：H23春の数値98.49→①H25夏の数値103.94=105.53)

(下表標準建築費の推移：H23春の数値98.49→②H25秋の数値105.11=106.72)

及び消費税率5%→10%(104.76%)を加味すると

① 平成25年夏単価で

35万円×105.53%(上昇率)×104.76%(消費税増加分)=**38.7万円/m²**

② 平成25年秋単価で

35万円×106.72%(上昇率)×104.76%(消費税増加分)=**39.1万円/m²**

となる。

【まとめ】

現時点で、既存のデータや資料を総合的に勘案し、新たな建設事業費としては、建設単価を

⇒ 40万円/m² とし、これを採用している。

【表】標準建築費指数と標準建築費の推移（出典；建設工業経営研究会 東京のデータ）

標準建築費指数 対前季比騰落率表											
	H23年度				H24年度				H25年度		
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋
総合	-1.51	0.11	0.00	0.30	0.95	0.64	-0.01	-0.54	2.73	1.26	1.12
建築	-1.79	0.41	0.04	0.24	1.27	1.05	0.05	-0.95	3.65	1.26	1.06
設備	-0.82	-0.56	-0.04	0.31	0.27	-0.29	-0.21	0.35	0.63	1.39	1.19

標準建築費推移（平成22年春基準）グラフ											
	H23年度				H24年度				H25年度		
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋
総合	98.49	98.60	98.60	98.89	99.83	100.47	100.46	99.92	102.65	103.94	105.11
建築	98.21	98.61	98.65	98.89	100.14	101.20	101.25	100.29	103.95	105.26	106.37
設備	99.18	98.62	98.59	98.89	99.16	98.87	98.66	99.01	99.63	101.02	102.22

※この表の解説は資料27

番号	分野別	資料の概要
26	事業手法	新庁舎建設における建設費に関する細目

建築工事費に占める細目（工種別構成比）は、平成23年3月の基本構想策定のための計画検討調査（述べ面積約14万㎡と仮定）では概ね以下のとおりとなります。

■ 建築工事費 概算構成比

項目			構成比(%)
工事費	建築工事	建築本体工事	71.0
	設備工事	電気設備	12.0
		衛生設備	6.3
		空調設備	10.7
	工事費合計		100.0

※表中 建築工事には、昇降機設備、機械式駐車設備、外構工事の金額を含みます。
構成比は共通費等諸経費を除いた金額で割合を算出しています。

番号	分野別	資料の概要
27	スケジュール	1 最近の建設費高騰状況 2 新庁舎建設において予想される建設費、資材高騰への対処方法

27-1 最近の建設費高騰状況

【表1】標準建築費指数と標準建築費の推移（出典：建設工業経営研究会 東京のデータ）

標準建築費指数 対前季比騰落率表

	H23年度				H24年度				H25年度			
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	
総合	-1.51	0.11	0.00	0.30	0.95	0.64	-0.01	-0.54	2.73	1.26	1.12	
建築	-1.79	0.41	0.04	0.24	1.27	1.05	0.05	-0.95	3.65	1.26	1.06	
設備	-0.82	-0.56	-0.04	0.31	0.27	-0.29	-0.21	0.35	0.63	1.39	1.19	

標準建築費推移（平成22年春基準）グラフ

	H23年度				H24年度				H25年度			
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	
総合	98.49	98.60	98.60	98.89	99.83	100.47	100.46	99.92	102.65	103.94	105.11	
建築	98.21	98.61	98.65	98.89	100.14	101.20	101.25	100.29	103.95	105.26	106.37	
設備	99.18	98.62	98.59	98.89	99.16	98.87	98.66	99.01	99.63	101.02	102.22	

《参考》建築費指数の性格

この建築費指数は、建物を建築する際の工事価格の変動を明らかにすることを目的として作成されているもので、建築工事に関する一種の物価指数である。

作成方法としては、建物はそれぞれ個別の条件によって建築されるのがほとんどであるため、同一の建物の工事価格を時系列で比較することによって工事価格の動向を把握するという、一般商品のような物価指数作成の方法をとることができない。

こうしたことから、この建築費指数は、それぞれの建物をいわば基準化した建物として設定し、その工事価格を構成する細かな費目等の工事価格を合成して指数を作成する方法をとっている。したがって、実際に建築された建物の工事価格による指数ではなく、理論的な指数となっているが、これは建物が個別性の強い生産物である限りやむを得ない作成方法で、概ね建築工事価格の動向を把握しているものとしている。

また、建物の内容差が時間によって変化することから、できるだけ実態に合った指数とするため、基準化した建物を見直すなどの基準年の改定を5年ごとに行うこととしています。

【表2】建設主要資材の価格推移（出典：刊行物（建設物価及び積算資料））（単位：円）

	規格	18-18-20	SD295-D16	厚16	φ42.7 t2.3	SS400 細幅 200×100× 5.5×8.0	SS400 厚6.0 ×幅50	SS400 中型 厚6.0×辺50 ×辺50	SS400 中型 厚7.0×辺100 ×辺75	SS400 中型 厚5.0×辺75 ×辺40	スタン渡しレ キユラー
	品目	生コンク リート	鉄筋	鋼板	鋼管	H形鋼	平鋼	等辺山形 鋼	不等辺山 形鋼	溝形鋼	ガソリン
H24	10月号	9,700	54,000	73,000	105,000	65,000	76,000	66,000	94,000	66,000	134
	変動率(%)										
	11月号	9,700	53,000	73,000	102,000	65,000	76,000	66,000	94,000	66,000	137
	変動率(%)	0	-2	0	-3	0	0	0	0	0	2
	12月号	9,800	52,000	73,000	102,000	65,000	77,000	66,000	95,000	66,000	135
	変動率(%)	1	-4	0	-3	0	1	0	1	0	1
	1月号	9,900	52,000	72,000	102,000	65,000	76,000	66,000	95,000	66,000	135
変動率(%)	2	-4	-1	-3	0	0	0	1	0	1	
2月号	9,900	52,000	72,000	102,000	66,000	75,000	67,000	95,000	67,000	136	
変動率(%)	2	-4	-1	-3	2	-1	2	1	2	1	
3月号	9,900	56,000	72,000	102,000	69,000	75,000	69,000	97,000	69,000	139	
変動率(%)	2	4	-1	-3	6	-1	5	3	5	4	
H25	4月号	9,900	58,000	73,000	102,000	71,000	77,000	71,000	97,000	71,000	142
	変動率(%)	2	7	0	-3	9	1	8	3	8	6
	5月号	9,900	60,000	73,000	102,000	71,000	78,000	71,000	98,000	72,000	141
	変動率(%)	2	11	0	-3	9	3	8	4	9	5
	6月号	9,900	60,000	73,000	102,000	71,000	78,000	71,000	98,000	72,000	140
	変動率(%)	2	11	0	-3	9	3	8	4	9	4
	7月号	9,900	60,000	73,000	102,000	71,000	78,000	71,000	98,000	72,000	138
	変動率(%)	2	11	0	-3	9	3	8	4	9	3
	8月号	10,000	59,000	73,000	102,000	71,000	78,000	71,000	98,000	72,000	139
	変動率(%)	3	9	0	-3	9	3	8	4	9	4
	9月号	10,000	59,000	73,000	102,000	73,000	78,000	71,000	97,000	73,000	144
	変動率(%)	3	9	0	-3	12	3	8	3	11	7
10月号	10,000	61,000	75,000	102,000	75,000	78,000	73,000	97,000	74,000	147	
変動率(%)	3	13	3	-3	15	3	11	3	12	10	
11月号	10,000	61,000	75,000	102,000	77,000	81,000	74,000	100,000	76,000	146	
変動率(%)	3	13	3	-3	18	7	12	6	15	9	
12月号	10,000	62,000	75,000	105,000	78,000	84,000	76,000	100,000	77,000	146	
変動率(%)	3	15	3	0	20	11	15	6	17	9	
1月号	10,000	65,000	77,000	108,000	80,000	86,000	78,000	101,000	79,000	144	
変動率(%)	3	20	5	3	23	13	18	7	20	7	

※ 変動率は平成24年10月号の価格を基準としています。

27-2 新庁舎建設において予想される建設費、資材高騰への対処方法

「設計・施工一括発注方式」の場合は、事業の早期段階で事業費を固めることが可能なため、建設費高騰の影響を受けにくいといったメリットがあるとされております。また、施工業者の持つ独自の技術や工法を活用することが可能なため、工事施工費（材料費及び労務費）のうちの労務費の比率が少ない独自工法などを採用することによって、作業員不足や労務費高等のリスクを軽減できることも考えられます。

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
28	スケジュール	新庁舎建設において予想される建設作業員不足に対する対処方策

「設計・施工一括発注方式」の場合、

- ・ 事業の早期段階で契約を行うため、受注事業者が早期に専門工事業者等に対して交渉することが可能となることから、建設作業員不足の影響を受けにくい

といったメリットがあるとされております。

番号	分野別	資料の概要
29	スケジュール	最近の不調事例（庁舎整備）及び不調を防止する対策

1 最近の不調事例

平成 25 年の市庁舎整備における公共工事の入札不調は、

- ・ 酒田市の新市庁舎建築工事
- ・ 呉市新庁舎建設工事
- ・ 秋田市の市庁舎建築工事 など全国的に相次いでいます。

なお、本市においても、WTO 政府調達協定対象工事である

「金沢区総合庁舎改築工事（第 1 工区建築工事）」（平成 25 年 11 月 21 日開札）

が不調となったことをはじめ、今年度 12 月末日までに 32 件の建築工事が不調となりました。

2 不調を防止する対策

本年度の不調事例を見ると、最も多いものが「応札者がなかったことによるもの」で、次に「全入札者が最低制限価格を下回ったもの」で、「予定価格を超過したものの」は件数が一番少ない状況です。

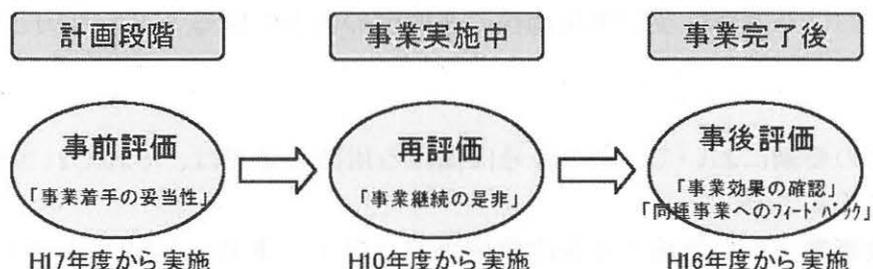
「応札者がいなかったもの」の理由としては、監理技術者が不足しているためと考えられ、その中には東日本大震災の復興工事に技術者を振り向けた企業もあるようですが、ほとんどの中小企業はもともとの技術者数が少ないことに加え、消費税アップ前の駆け込み需要で民間工事が増え、そちらに人員を配置しているとの事情もあるようです。

設計・施工一括方式の場合には、早い段階から設計と施工を担う事業者を決定できるため、技術者不足や労務費・資材費の高騰による入札不調リスクは、従来方式に比べて軽減できると考えております。

番号	分野別	資料の概要
30	スケジュール	横浜市の公共事業評価制度の概要

■目的

市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し公表することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とします。



	事前評価	再評価	事後評価
目的	事業着手の妥当性の評価	事業継続の是非の評価	事業効果の確認 同種事業へのフィードバック
根拠法	市要綱	市要綱、行政評価法及び各省庁の実施要領等	
対象事業	新たに着手する総事業費 20 億円以上の事業(維持修繕(単純更新)、災害復旧事業等を除く)	着手後 5 年経過して継続中の事業(ただし、補助事業の場合は、その要領等による)、事業採択後 5 年間未着工の事業等	事業完了後 5 年以内の事業等(事前評価を行った事業及び国から評価を求められる補助事業を対象)
外部委員会	上記の全て	上記の全て	上記の全て
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性 ・事業の効果 ・環境への配慮等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を巡る社会経済情勢変化を踏まえた必要性、投資効果の変化 ・進ちよく状況・進ちよく見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 ・事業効果の発現状況 ・事業による環境の変化 ・改善措置の必要性
評価方法	評価調書案 ↓ 市民意見の募集 ↓ 公表 ・市民意見に対する市の見解 ・評価調書	対応方針案 (継続 or 中止) ↓ 意見具申 ↓ 公表 ・対応方針(継続 or 中止) ・意見具申に対する市の対応	対応方針案 ↓ 意見具申 ↓ 公表 ・対応方針 ・意見具申に対する市の対応

【横浜市公共事業評価実施要綱（抜粋）】

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **公共事業** 市が実施する施設整備事業（以下「事業」という。）をいう。
- (2) **事前評価** 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。
- (3) **再評価** 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第3章の規定に従い定められたものをいう。
- (4) **事後評価** 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第4章の規定に従い定められたものをいう。

（公共事業評価委員会）

第3条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づき設置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

第2章 事前評価

(事前評価を実施する事業)

第4条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業等を除いた事業とする。

2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から除くことができる。

- (1) 計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業
- (2) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業で、市の事業単位での評価が困難な事業
- (3) その他、事前評価の実施が困難な事業

(事前評価を実施する時期)

第5条 事前評価を実施する時期は、原則として事業のおおむねの計画が定まった後で、かつ、事業実施に向けた予算を計上する前までとする。

(事前評価調書(案)の策定と市民意見の聴取)

第6条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の視点から、事前評価調書(案)を策定するものとする。

2 市は、前項の事前評価調書(案)を市民に公表し、意見を求めるものとする。ただし、事業の計画策定段階において、事業の必要性、効果等及び事業計画(事業費、スケジュール等)について、市民に公表し、意見を聴いている場合は、この限りでない。

(市民意見に対する見解と確定した事前評価調書の公表)

第7条 市は、前条の規定に基づき求めた市民からの意見(以下「市民意見」という。)に対し、見解を策定するとともに、事前評価調書を確定する。

(委員会による審議と意見具申に対する対応)

第8条 市は、事前評価を実施する事業については、前条に基づく確定の前に、委員会に意見を求めるものとする。ただし、事業の必要性、効果等及び事業計画(事業費、スケジュール等)について、学識経験者など市以外の者で構成する委員会(以下「第三者委員会」という。)等に意見を聴いている場合は、この限りでない。

2 市は、委員会から意見の具申があったときは、「意見具申に対する対応」を策定する。

(事前評価の結果の公表)

第9条 市は、「事前評価の結果」を公表する。

平成 25 年度横浜市公共事業評価委員会 委員名簿

(敬称略・50 音順)

委員名	現職名	専門分野
(かねこ ただかず) 金子 忠一	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授	公園・都市緑地
(ちゃん いんしん) 張 櫻馨	横浜市立大学 国際総合科学部 経営科学系 准教授	経営
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院長、 教授	道路・交通
(まつもと のぶこ) 松本 暢子	大妻女子大学 社会情報学部 教授	都市計画・住宅
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	まちづくり ・市街地再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授	財政・公共経済
(もりた まさる) 守田 優	芝浦工業大学 工学部 土木工学科 教授	土木工学・河川
(もりち しげる) ◎ 森地 茂	政策研究大学院大学 政策研究センター所長、特別教授	社会基盤工学 ・国土政策
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授	産業関連 ・環境政策

(平成 26 年 3 月 31 日まで)

◎…平成25年度横浜市公共事業評価委員会 委員長

番号	分野別	資料の概要
31	スケジュール	公共事業評価制度による市民意見募集の概要

横浜市公共事業評価制度における市民意見募集は、横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づき、次のとおり実施しています。

1. 事前評価調書(案)【様式2】の市民への公表は、事前評価実施局が行います。
2. 原則として次の場所、方法で行います。
 - ア 市ホームページに掲載
 - イ 市民情報センターにおける閲覧及び配布
 - ウ 評価を実施する事業の関係区役所及び地区センターにおける閲覧及び配布
 - エ 事前評価実施局における閲覧及び配布
 - オ その他、事前評価実施局が必要と認める場所又は方法
3. 市民意見の聴取を実施するときは、広報よこはま及びその他市の広報媒体に、事業名、市民意見の聴取期間、公表する場所等を掲載します。
4. 市民意見の聴取は、次の者を対象としています。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
5. 事前評価調書(案)に対する意見は、原則として次のいずれかの方法で提出するものとしています。
(様式の定めはありませんが、意見等並びに当該市民の住所・氏名を記載します。)
 - ア 直接持参
 - イ 郵便
 - ウ FAX
 - エ 電子メール
 - オ その他、事前評価実施局が必要と認める方法
6. 市民意見の聴取期間は、おおむね1か月とし、市民が意見を提出するために必要な期間等を勘案して定めます。
7. 「市民意見に対する見解」は、事前評価実施局が策定します。

(様式2)

公共事業事前評価調書 (案)

事業概要	事業名	
	場所 (所在地)	
	事業目的	
	事業内容	事業内容のほか、運営・維持管理計画等について記載する。 (運営・維持管理主体・方法等検討の方向性でも可)
	事業スケジュール	(設計・工事等の着手～完成、稼動予定、有期事業はその期間等)
	総事業費	総事業費(用地補償費、設計費、工事費等、事業に要する経費の総額。ただし、業務に従事する市職員の人件費、維持管理に要する経費は除く。)補助・市単独費の内訳等を記載する。
事業の必要性	次のうち該当する項目について記載する。 ①必要性・優先度 (当該事業が必要な理由〔地域の課題、発生している問題、市民ニーズ等〕をわかりやすく表記する。データ等があると、より説得力が出る) ②上位計画における位置付け・根拠法令等 (中期政策プランでの位置付け、国・県等の計画との関係、法令等による義務等) ③社会経済情勢 (他都市の状況、社会的・経済的要請状況等) ④代替性 (代替案との比較からの妥当性等) ⑤適地性 (当該場所で当該事業が必要な理由等) ⑥公的関与の必要性 (民間の状況・民営化に関する状況等) ⑦その他	

<p>事業の効果</p>	<p>次のうち該当する項目について記載する。</p> <p>①安全・安心・安定性・快適性 (前記の「事業の必要性」にある課題や問題点がどう解決される見込みか、実施しなかった場合と比較した効果)</p> <p>②その他定性的事項</p> <p>③費用便益分析</p> <p>④その他定量的事項 (利用者数・待機人数、現有対応能力との関係など)</p> <p>⑤その他 (事業再評価制度等で評価指標のあるものは、その事項について記載する。)</p> <p>⑥コスト縮減の取組み (従来手法と比較し事業効果を上げるため企画段階で検討しているコスト縮減の取組み等)</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>(法令・条例等以上のレベルでの配慮事項、環境管理の考え方等) ※横浜市環境配慮指針の事業別の配慮事項を参考に記載</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>(用地取得見込、地元住民説明状況等)</p>
<p>事業手法</p>	<p>(結論でなく方向性だけでも可。計画の経緯により事業手法が先行している場合もあるが、その場合にあっても市の財政負担を伴う公共事業であるため、事前評価を行い市民に公表する必要がある。)</p>
<p>その他</p>	<p>(本市以外との協働事業、その他事前に公表しておくべき事項などの説明)</p>
<p>添付資料</p>	<p>有・無</p>
<p>担当部署</p>	<p>局・区 部 課 (Tel)</p>

番号	分野別	資料の概要
32	スケジュール	公共事業評価事前評価の過去の実施事例（直近3か年）

評価実施年度	実施局	事業名
H25年度	健康福祉局・建築局	寿町総合労働福祉会館再整備事業
	健康福祉局	日野公園墓地納骨堂整備事業
	港湾局	新港ふ頭9号岸壁改修事業(仮称)
H24年度	該当なし	
H23年度	市民局	南区総合庁舎整備事業
		港南区総合庁舎整備事業
		金沢区総合庁舎整備事業
	環境創造局	南部水再生センター流入幹線等整備事業(仮称)
	経済局	中央卸売市場の再編・機能強化事業

(様式2)

公共事業事前評価調書 (案)

事業概要	事業名	寿町総合労働福祉会館再整備事業
	場所 (所在地)	横浜市中区寿町4丁目 14 番
	事業目的	寿町総合労働福祉会館の耐震化を図るため、再整備（建替）を行います。 また、建替にあたっては、これまでの地区住民の生活環境向上の役割の他、地区の課題や市民ニーズに合った新たな機能を付加することにより、地区住民の福祉の向上及び地区の更なる活性化を図ります。
事業内容	1 本市計画施設（評価対象事業） (1) 福祉施設 ア 規模：(延床面積) 約 2200 m ² イ 想定施設機能 ※ 機能はあくまで案であり、確定しているものではありません。今後変更する可能性があります。 (ア) 地域住民の生活環境向上機能 診療所、バリアフリー化した浴場、娯楽室機能を兼ねたラウンジ、屋外広場等 (イ) 民間活力の活性化機能 活動・交流スペース、共同事務スペース等 (ウ) 介護予防・健康増進機能 介護予防・健康づくりを実施するための機能訓練・運動スペース等 (エ) 自立支援機能 軽作業を通じ、中間的就労や日常生活自立を助けるための作業室や、日常的に参加できる菜園等 (2) 市営寿町住宅 規模：(建替戸数) 80 戸 2 関連施設（国・県）（評価対象外） 敷地内にある横浜港労働出張所と寿労働センターについては、現在調整中であり、今後結果をふまえて対応していきます。	



	<p>事業 スケジュール</p>	<p>平成 26～27 年度 設計 平成 28 年度 解体工事 平成 29～30 年度 建設・竣工 ※今後の検討状況により、変更になる場合があります。</p>
	<p>総事業費</p>	<p>約 26 億円 ※今後の検討状況により、変更になる場合があります。</p>
<p>事業の 必要性</p>		<p>1 必要性 (1) 寿町総合労働福祉会館において耐震化の検討を行った結果、早急な補強が必要と診断されています。居ながら補強が困難であり、耐震ブレース等の設置により現状の室規模や機能に大きな制約が加わってしまうことから、再整備を行う必要があります。 (2) 寿地区は、会館建設当時の昭和 49 年及びその後の 50 年代は、主として港湾、建設・土木関係の日雇労働者とその家族が多く住むまちでした。現在では、地域住民の高齢化等により就労できる人が減少し、65 歳以上の高齢者で、生活保護を受給する人が多く住むまちに変化しています。 寿地区内の福祉ニーズが高くなる中で、会館は寿地区住民の生活環境及び福祉の向上等に重要な役割を果たしてきました。今後も更なる高齢化が進むと予想される中、現在果たしている役割を引き続き継続する必要があるとともに、まちの変化や市民ニーズに対応した新たな機能を付加することが必要です。 (3) 市営住宅は、現在耐震性が確保できていない状況であることから、入居者の安全確保のために再整備する必要があります。</p> <p>2 適地性 現在の会館敷地は寿地区の中心部に位置し、地区住民にとって利便性が極めて高いことから、当該敷地での再整備が妥当です。</p>
<p>事業の効果</p>		<p>建替事業により、耐震性が確保できるとともに、新たな機能を付加した建替を行うことで、次のような効果があります。 (1) 診療所、浴場などを設置することによる地区住民の健康管理・衛生環境の維持向上と施設全体のバリアフリー化により利便性が向上（現在エレベーター未設置） (2) NPO 等の活動スペースを確保することによる、民間活力のネットワーク化 (3) 介護予防等の拠点を置くことによる、介護予防・健康増進の取組促進 (4) 就労支援等自立支援の強化等による地区の活性化</p>
<p>環境への配慮</p>		<p>設計をしていく上で、環境負荷の低減などを検討していきます。</p>
<p>地域の状況等</p>		<p>再整備事業にあたっては、地域の方々への説明を行い、ご意見をいただきながら進めてまいります。</p>

事業手法	公共発注方式を予定しています。
その他	現在の会館にある労働機能（関連施設）については、国・県と協議を行っていきます。
添付資料	「現在の寿町総合労働福祉会館 概要」
担当部署	<会館福祉施設> 健康福祉局生活福祉部保護課援護対策担当 (Tel671-2425) <市営住宅> 建築局住宅部住宅整備課 (Tel671-2942)

現在の寿町総合労働福祉会館 概要

1 設立経緯

寿町総合労働福祉会館（以下「会館」）は、昭和49年に寿地区住民の生活環境向上と福祉の向上、日雇労働者の青空市場の解消を目的として建設されました。

現在の会館は、診療所・図書室・娯楽室・浴場等の福祉施設、公共職業安定所・無料職業紹介所の職業紹介施設及び市営住宅からなる複合施設です。

2 施設概要

(1) 構造・階数：SRC造（上階はRC造）・地下1階地上9階

(2) 敷地：3,032㎡（市有地）

(3) 用途地域等：商業地域（500% / 80%）

(4) 延床面積：9,632㎡

- ・福祉施設＜地下1階～3階＞：2,491㎡
- ・職業紹介施設＜1階～中3階＞：1,658㎡
- ・市営住宅＜4階～9階＞：5,483㎡

(5) 建設主体：

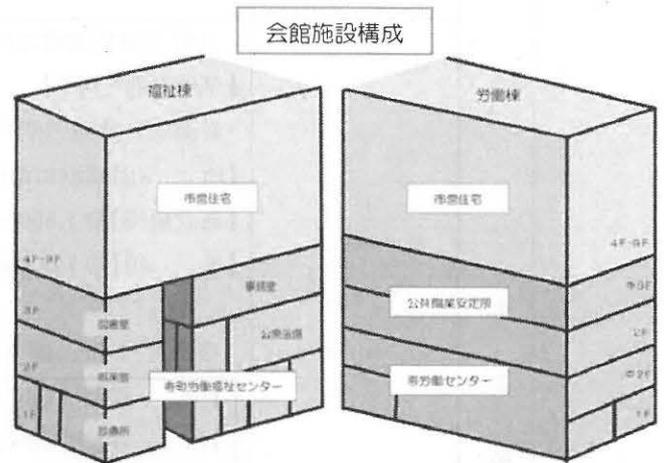
- ・労働省（現：厚生労働省）
- ・雇用促進事業団（独）雇用・能力開発機構
H23.10解散）

・神奈川県

・横浜市

(6) 建設竣工：昭和49年9月

(7) 施設運営者：



施設名称	用途	運営者	備考
寿町労働福祉センター	福利厚生施設	(公財)寿町勤労者福祉協会	市の外郭団体
横浜港労働出張所	公共職業安定所	厚生労働省神奈川県労働局	横浜公共職業安定所出張所
寿労働センター	無料職業紹介所	(公財)神奈川県労働福祉協会	かながわ労働プラザ等の運営
市営寿町住宅	共同住宅	市建築局	

3 配置図・外観写真



(様式2)

公共事業事前評価調書 (案)

事業概要	事業名	日野公園墓地納骨堂整備事業
	場所 (所在地)	港南区日野中央 1675-84 他
	事業目的	不足が見込まれる市内墓地需要に対応するため、日野公園墓地敷地内において新たに機械式納骨堂の整備を行います。
	事業内容	<p>日野公園墓地敷地内において機械式納骨堂を整備します。</p> <p>【墓地形態と基数】 ・対面式自動搬送型約 6,500 基(使用期間 30 年間)</p> <p>【所 在】横浜市港南区日野中央 1675-84 他</p> <p>【施設規模】約 1,500 m²</p> <p>【地 積】約 7,000 m²</p> <p>※参考: 日野公園墓地</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>【開 設】昭和8年4月</p><p>【所 在】横浜市港南区日野中央一丁目 13 番1号</p><p>【敷地面積】278,928 m²</p><p>【墓域面積】92,829 m²(墳墓数: 約 14,600 基)</p></div> <p>日野公園墓地 案内図</p> 

<p>事業 スケジュール</p>	<p>平成 25 年度 基本設計 平成 26 年度 実施設計 平成 27～28 年度 建築 平成 28 年度 使用者募集 平成 29 年度 供用開始</p>
<p>総事業費</p>	<p>約 59 億円 ※今後の精査により変更になる可能性があります。</p>
<p>事業の 必要性</p>	<p>【必要性・優先度】 市営墓地に求められる緊急性の高い課題として、ある程度まとまった土地の確保がすぐには厳しい状況の中で、短期的に墓地需要への対応を図っていく必要があります。そのため、既存市営墓地の用地内で用地の確保が可能な日野公園墓地(港南区)において納骨堂の整備を検討してきました。これにより、自動搬送式として約 6,500 基が確保でき、短期的な墓地需要への対応としていけると考えます。</p> <p>【適地性】 墓地整備が喫緊の課題とされているが、ある程度まとまった土地の確保がすぐには困難な状況です。市営墓地内用地を利用することで短期的な墓地需要への対応が可能です。</p> <p>【公的関与の必要性】 平成 22 年度の墓地問題研究会の報告によると、平成 38 年までに公民併せて 94,000 区画の墓地を新たに整備する必要があるとされています。民間の動向を見ながら整備計画を進めていく予定ですが、民間の新規墓地整備に対し厳格な審査を行うこととした新条例施行後、新規整備が進まないことを考慮すると、94,000 区画のうち相当な割合で公的関与が必要になってくる可能性があります。</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生省生活衛生局長通知「墓地経営・管理の指針等について」(平成 12 年 12 月 6 日)では、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人に限られる」としています。</p> <p>また、同通知では「地方公共団体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な(破綻の可能性がない)運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。このため、例えば市町村が地域の実情を踏まえた墓地の設置等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられる。宗教法人や公益法人も非営利性の面では墓地経営の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体の方がより適格性が高いと考えられる。」とされています。</p> </div>

事業の効果	<p>【墓地需要】 年々高まっている市民の墓地需要に寄与できます。</p>
環境への配慮	建設場所は日野公園墓地内ですが、設計を実施していく段階で、環境負荷の低減などを検討していきます。
地域の状況等	事業の実施にあたっては、周辺施設及び地元自治会・町内会に説明を行い、御意見を伺ってまいります。
事業手法	公共発注方式
その他	
添付資料	日野公園墓地納骨堂整備事業基本構想(概要版)
担当部署	健康福祉局 健康安全部 環境施設課 (TEL : 671-2450)

日野公園墓地納骨堂整備事業基本構想（概要）

1 市内墓地需給の現状と課題（H22.9 横浜市墓地問題研究会報告より）

- (1) 平成 38 年までに 94,000 区画の墓地整備が必要になると推計される。
- (2) 市内墓地整備については、
 - ・短期的な対応として「循環利用の促進」と「納骨堂の整備検討」を行う必要がある。
 - ・中長期的な対応として、多様なニーズに対応できる「公園型市営墓地の整備」に向けて、用地確保や空間創出のあり方等について、関係機関等と継続的に協議を図りながら検討していくことが重要である。
- (3) 市内の新規墓地建設のうち、約半数で周辺住民と事業者との間で紛争が発生しており、墓地建設における紛争解決に向けた取組が求められている。

2 今後の取組

(1) 既存墓地の循環利用の促進

平成 23 年度から取り組んでいる既存の市営 3 墓地（久保山、三ツ沢、日野公園墓地公園）での未使用区画の再募集について、引き続き平成 32 年度まで実施する。

(2) 納骨堂の整備検討

比較的小さな面積で一定の遺骨を収蔵可能な納骨堂について、日野公園墓地内用地を活用して整備を進める。

(3) 公園型市営墓地の整備検討

市民の量的な墓地需要や多様な墓地形態へのニーズに柔軟に対応できる公園型市営墓地について、民営墓地の供給動向に留意し、周辺地域の状況を勘案しながら、公有地や大規模施設の跡地を基本に墓地用地の確保を進め、整備検討を行う。また、整備費用については受益者負担を原則として検討する。

3 日野公園墓地 納骨堂整備事業 事業化方針

(1) 納骨堂を整備する理由

- ・市営墓地に求められる緊急性の高い課題として、ある程度まとまった土地の確保がすぐには厳しい状況の中で、短期的に墓地需要への対応を図っていく必要がある。
- ・そのため、既存市営墓地内用地で用地の確保が可能な日野公園墓地（港南区）において、納骨堂の整備を検討する。
- ・平成 23 年度の検討では、納骨堂は自動搬送式として約 6,500 基を確保する。また、平成 28 年度の竣工を日指すとした。

【参考】整備計画地：港南区日野中央一丁目 1676-84 他



(2) 納骨堂の位置づけ

- ・納骨堂の特性として、遺骨は永久であるが、納骨堂は建築物として約 60 年など定期的な建替えが永続的に発生してしまう。
- ・市営墓地においては、久保山霊堂が唯一の納骨堂で、遺骨の一時保管施設として位置付けられている。今回検討の納骨堂においても、墓地のように永久的な施設ではなく、一定期間の保管施設とする。

(3) 自動搬送式を導入する理由

比較的小さな面積で一定の遺骨を収蔵することができるため。

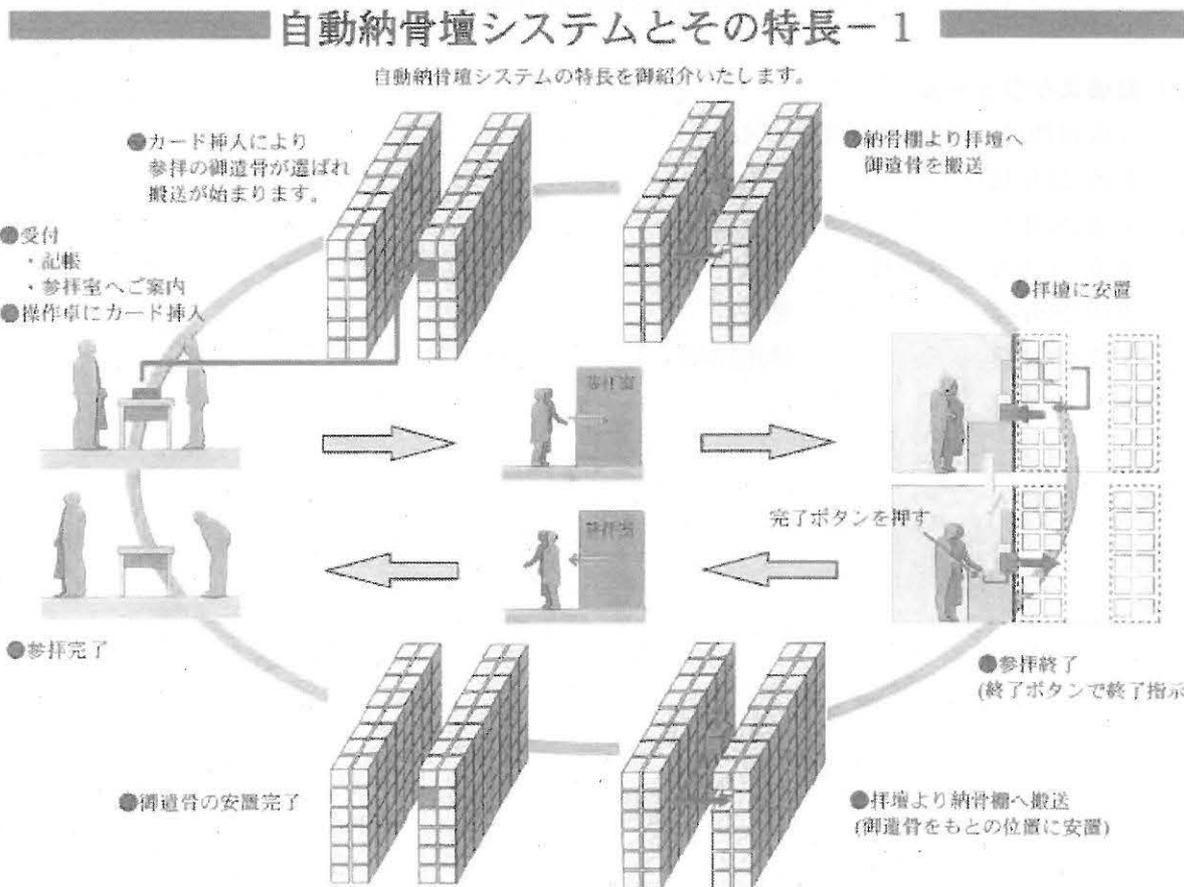
<メリット>

- ・使用者
 - 〔家族型のように対面が可能
 - 〔屋内で、雨など天候に左右されず参拝しやすい。
 - 〔墓掃除や草取りなど管理の手間がいない。
- ・管理者
 - 〔比較的小さな面積で、一定の遺骨の収納が可能
 - 〔参拝の状況が把握できる。

<デメリット>

- ・使用者：繁忙期等は、遺骨に対面するまでの時間がかかる可能性がある。
- ・管理者：機械設備を設けるため、その分の設備費がかかる。併せて、機械のメンテナンス費用も必要となる。

【参考資料】自動搬送式納骨壇のしくみ概要



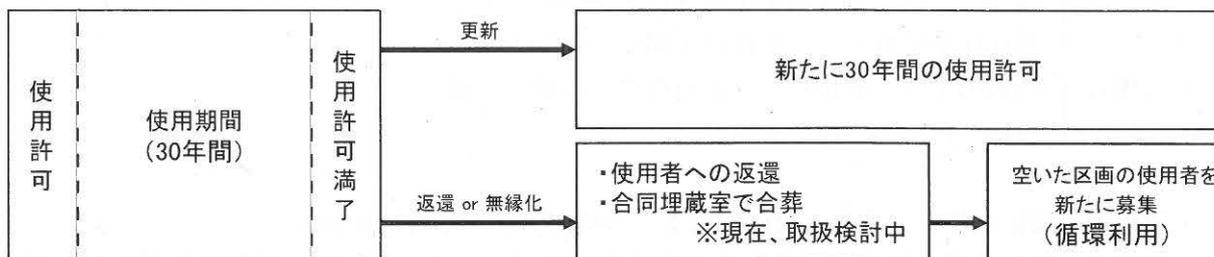
(4) 循環利用の促進

・墓地問題研究会からの検討課題として、市営墓地については、多様な墓地のニーズに応えるため、墓地の使用期間の有期限化など土地の有効活用や、墓地の循環利用に積極的に取り組むことを求めている。

・納骨堂においても、30年間※の有期限化として循環利用を図っていくこととする。また、無縁化した遺骨の最終保管場所を確保する。

※30年間とするのは、一般的に三十三回忌で年忌法要を終え、吊り上げとなることが多いことから、区切りの年数としている。

【参考1】納骨堂使用イメージ



【参考2】使用期間を30年として設定している墓地

- ・メモリアルグリーン：芝生型納骨施設（30年使用）
- ・メモリアルグリーン：合葬式慰霊碑型納骨施設

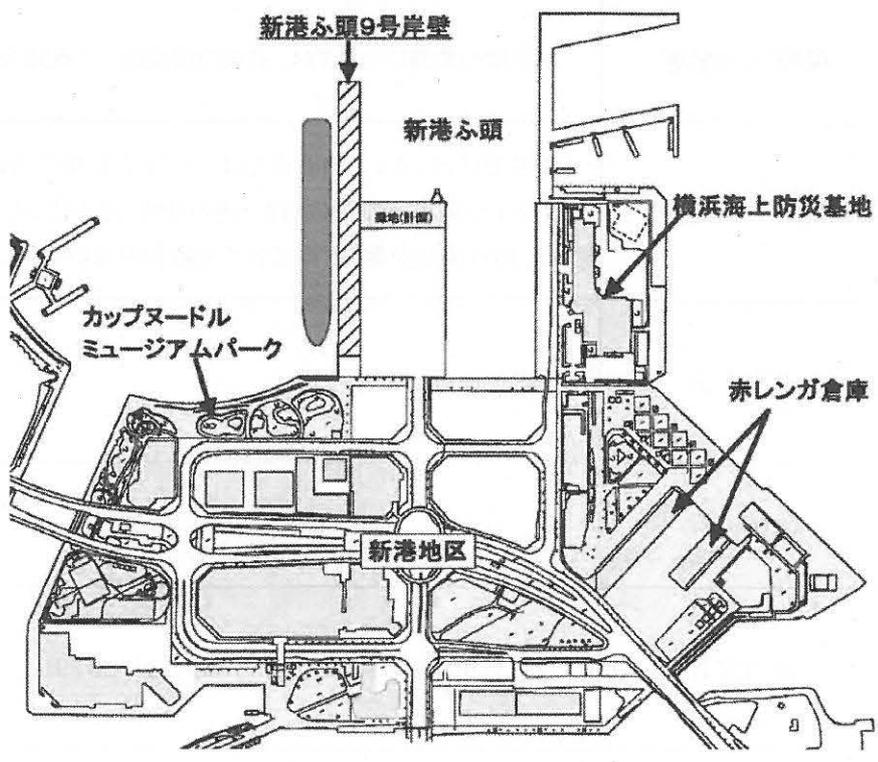
(5) 整備スケジュール

完成目標は、平成28年度とする。

平成25年度	基本設計
平成26年度	実施設計
平成27年度～28年度	建設
平成28年度	募集
平成29年度	供用開始

(様式2)

公共事業事前評価調書(案)

事業概要	事業名	新港ふ頭9号岸壁改修事業(仮称)
	場所 (所在地)	横浜市中区新港2丁目5番1号
	事業目的	① 新港ふ頭の9号岸壁を耐震強化することで、防災機能の向上を図ります。 ② 通常時には大さん橋とともに客船を受け入れ、クルーズ機能の強化を図ります。
	事業内容	新港ふ頭9号岸壁の整備(耐震強化) 延長:340m 水深:9.0m(現況:延長220m 水深7.5m)
	事業スケジュール	平成26年度～29年度を予定
	総事業費	約40億円 ※今後の精査により変更になる可能性があります。
		<p><新港ふ頭整備イメージ図></p> 

<p>事業の 必要性</p>	<p>① 震災時は、緊急物資や復旧資材等の海上輸送が重要な役割を担うことから、耐震強化岸壁整備が求められています。</p> <p>現在、緊急物資等輸送用の耐震強化岸壁は、計画11バースのうち4バースしか整備済みとなっていないことから、背後の各被災地へ効率よく緊急物資や復旧資材等の運搬が可能となるよう、物資輸送能力を強化する耐震強化岸壁の整備が必要です。</p> <p>② 横浜港に寄港する客船は基本的に大さん橋ふ頭を利用していますが、客船の大型化や寄港数の増加に伴い、配船の調整が難航する状況が生じています。</p> <p>そこで、大さん橋とともに客船を受け入れるバースを早急に整備する必要があります。</p>
<p>事業の効果</p>	<p>① 震災時に、海上からの緊急物資を受け入れることが可能となり、緊急物資を速やかに供給することが出来ます。</p> <p>② 新港ふ頭9号岸壁を改修し、客船の受入機能を強化することにより、今後の増加が見込まれる客船の対応が図れるとともに、さらに客船誘致を促進することができます。</p>
<p>環境への配慮</p>	<p>本岸壁の整備に当っては、必要な環境面への配慮を行ってまいります。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>新港地区は、赤レンガ倉庫をはじめとした歴史的資産が数多く残されており、これらの資産や島という地形的特徴・港の景観などを活かした街づくりを進めています。現在、街区開発が進み、観光客や施設利用者が増加しています。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式</p>
<p>添付資料</p>	<p>無</p>
<p>担当部署</p>	<p>港湾局建設保全部建設課 (TEL671-2879)</p>

(様式1)

公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	南区総合庁舎整備事業
	場所 (所在地)	横浜市南区浦舟町2丁目33番、浦舟町3丁目44番2
	事業目的	南区総合庁舎は、大規模な補強が必要な施設となっており、早期の庁舎整備が求められているため、移転整備を実施します。
	事業内容	南区役所・南公会堂・南消防署・南土木事務所の移転再整備 
	事業スケジュール	平成24～25年度 基本設計・実施設計 平成26～27年度 工事・竣工 ※今後変更になる場合があります。
	総事業費	約100億円 ※今後の精査により変更になる場合があります。

<p>事業の 必要性</p>	<p>(1) 必要性 南区総合庁舎は、昭和49年の竣工以来37年が経過し、大規模な補強が必要な施設となっており、災害発生時には区の災害対策本部としての機能を発揮できるよう、早期の庁舎整備が求められています。そのため、区庁舎の耐震化については、早期の耐震性確保を最優先として事業を進める必要があります。</p> <p>(2) 上位計画における位置付け・根拠法令等 「横浜市耐震改修促進計画」 「横浜市中期4か年計画」</p>
<p>事業の 効果</p>	<p>当該整備を行うことで、区災害対策本部としての機能確保の他、バリアフリー、市民のプライバシーの確保などに配慮した安全で安心な施設とすることができます。</p>
<p>環境への 配慮</p>	<p>設計をしていく上で、環境負荷の低減などを検討していきます。</p>
<p>地域の 状況等</p>	<p>これまでも区民の皆様や区役所来庁者の方々にアンケート調査を実施してまいりましたが、今後につきましても、周辺施設や地域の皆様等に説明を行い、ご意見をいただきながら進めてまいります。</p>
<p>事業 手法</p>	<p>公共発注方式によります。</p>
<p>添付 資料</p>	<p>無</p>
<p>担当 部署</p>	<p>市民局 区政支援部 地域施設課 (Tel671-2086)</p>

(様式1)

公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	港南区総合庁舎整備事業
	場所 (所在地)	横浜市港南区港南四丁目 347 番 22 外
	事業目的	港南区総合庁舎は、大規模な補強が必要な施設となっており、早期の庁舎整備が求められているため、移転整備を実施します。
	事業内容	<p>港南区役所、港南消防署を、行政機能用地に移転再整備します。</p>  <p>※現庁舎敷地については、公会堂を整備する等、その活用について今後検討していきます。</p>
	事業スケジュール	平成 24～25 年度 基本設計、実施設計 (区役所・消防署) 平成 26～27 年度 工事、竣工 ※今後変更になる場合があります。
総事業費	総事業費 約 80 億円 ※今後の精査により変更になる場合があります。	

<p>事業の 必要性</p>	<p>(1) 必要性 港南区総合庁舎は、昭和46年の竣工以来40年が経過し、大規模な補強が必要な施設となっており、災害発生時には区の災害対策本部としての機能を発揮できるよう、早期の庁舎整備が求められています。そのため、区庁舎の耐震化については、早期の耐震性確保を最優先として事業を進める必要があります。</p> <p>(2) 上位計画における位置付け・根拠法令等 「横浜市耐震改修促進計画」 「横浜市中期4か年計画」</p>
<p>事業の効果</p>	<p>当該整備を行うことで、区災害対策本部としての機能確保の他、バリアフリー、市民のプライバシーの確保などに配慮した安全で安心な施設とすることができます。</p>
<p>環境への 配慮</p>	<p>設計をしていく上で、環境負荷の低減などを検討していきます。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>設計をすすめるにあたり、区民の皆様や周辺施設への説明や、アンケート調査等を行い、ご意見を伺ってまいります。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式によります。</p>
<p>添付資料</p>	<p>無</p>
<p>担当部署</p>	<p>市民局 区政支援部 地域施設課 (Tel 671-2086)</p>

(様式1)

公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	金沢区総合庁舎整備事業
	場所 (所在地)	横浜市金沢区泥亀二丁目9番1号
	事業目的	金沢区総合庁舎は、大規模な補強が必要な施設となっており、早期の庁舎整備が求められているため、再整備を実施します。
	事業内容	区役所、消防署、公会堂の建て替えを実施します。 
	事業スケジュール	平成24～25年度 基本設計、実施設計 平成26～27年度 区役所・消防署部分工事、竣工 平成30年度 総合庁舎全体の竣工 ※今後変更になる場合があります。
総事業費	約100億円 ※今後の精査により変更になる場合があります。	

<p>事業の 必要性</p>	<p>(1) 必要性 金沢区総合庁舎は、昭和46年の竣工以来40年が経過し、大規模な補強が必要な施設となっており、災害発生時には区の災害対策本部としての機能を発揮できるよう、早期の庁舎整備が求められています。そのため、区庁舎の耐震化については、早期の耐震性確保を最優先として事業を進める必要があります。</p> <p>(2) 上位計画における位置付け、根拠法令など 「横浜市耐震改修促進計画」 「横浜市中期4か年計画」</p>
<p>事業の効果</p>	<p>当該整備を行うことで、区災害対策本部としての機能確保の他、バリアフリー、市民のプライバシーの確保などに配慮した安全で安心な施設とすることができます。</p>
<p>環境への 配慮</p>	<p>設計をしていく上で、環境負荷の低減などを検討していきます。</p>
<p>地域の状況等</p>	<p>設計をすすめるにあたり、区民の皆様や周辺施設への説明や、アンケート調査等を行い、ご意見を伺ってまいります。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式によります。</p>
<p>添付資料</p>	<p>無</p>
<p>担当部署</p>	<p>市民局 区政支援部 地域施設課 (Tel 671-2086)</p>

公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	南部水再生センター流入幹線等整備事業（仮称）
	場所	磯子第二ポンプ場から南部水再生センターまで （磯子区磯子一丁目から新磯子町まで）
	事業目的	調査により著しい劣化が判明した下水道幹線の代替幹線及び関連設備を整備することにより、磯子区、南区などの南部処理区・約36万人の下水処理の維持を図ります。
	事業内容	<p>◆幹線（新設）の概要 管径：φ1600mm×2条 延長：約2.3km 深さ：約25m</p> <p>◆設備の概要 汚水ポンプ φ800mm×80m³/分×4台、電気設備、自家発電設備など</p>
	スケジュール	平成25年度工事着手 平成31年度供用開始予定
	事業費	約130億円
概要図	<p style="text-align: center;">公共下水道処理区図</p> <p style="text-align: center;"> 南部処理区 平成22年度末 処理区域面積 2,101.6ha 処理区内人口 359,847人 </p>	

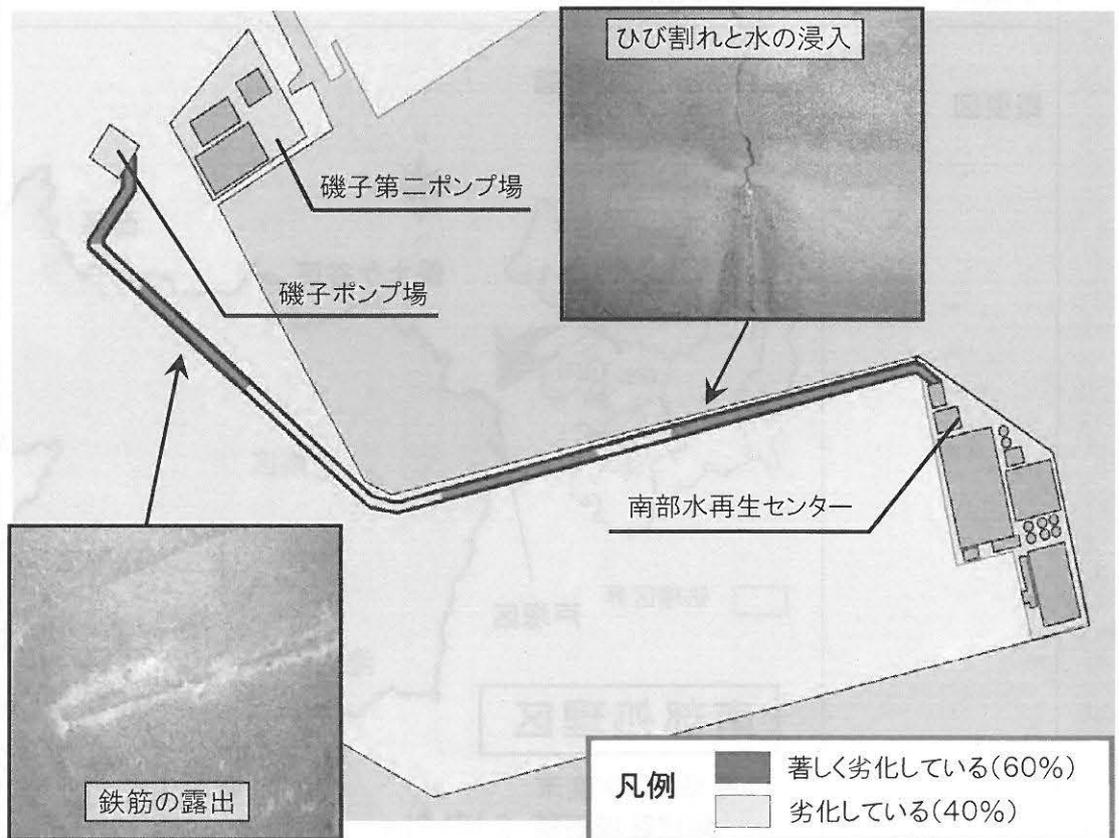
南部処理区・約 36 万人の下水を常に水再生センターまで流すために、新しい幹線の整備が必要です。

(1) 供用から 46 年が経過した根岸污水幹線の劣化が進んでおり、送水を維持できないおそれがあります。

既設の根岸污水幹線は、磯子区、南区などの南部処理区・約 36 万人の下水を南部水再生センターまで流しており供用開始から 46 年が経過しています。平成 21 年度に劣化状況を調査した結果、全線にわたって劣化が進行し、そのうち約 60%の区間では鉄筋の露出や管路の沈下による下水の滞留など特に著しい劣化が確認されました。劣化の状況から送水を維持できない恐れがあり、早急な対策が求められます。

しかし、根岸污水幹線は南部処理区の最下流で唯一の幹線となっており、処理区内の全ての下水が常時流れているため、全線にわたり修繕工事を行うことができません。万が一破損して下水を流せなくなると、処理区域の下水処理ができずに市民生活に大きな影響が出るおそれがあります。

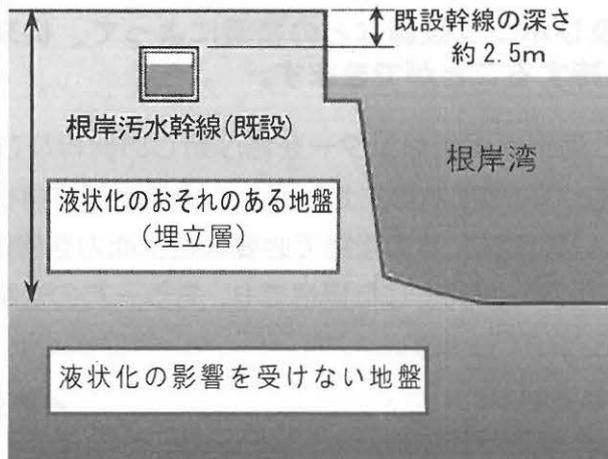
このため、根岸污水幹線に代わる新しい幹線を整備する必要があります。



平成 21 年度 根岸污水幹線調査結果

事業の必要性

(2) 根岸污水幹線は、大規模地震の発生時に大きな被害を受ける可能性があります。



根岸污水幹線埋設断面図



液状化による被害

出展：阪神・淡路大震災調査報告-ライフライン施設の被害と復旧、1997.9.

既設の根岸污水幹線は、液状化⁽¹⁾の危険度がきわめて高い地区の深さ約2.5m前後の浅い位置に埋設されています。このため、大規模地震の発生時には液状化によって大きな被害を受けることが予想されます。

大規模地震の発生時も管路の安全性が保たれ送水を維持できるように、液状化の影響を受けない深い位置に地震に強い新しい幹線を整備する必要があります。

(3) 汚水を送水するポンプ設備が必要です。

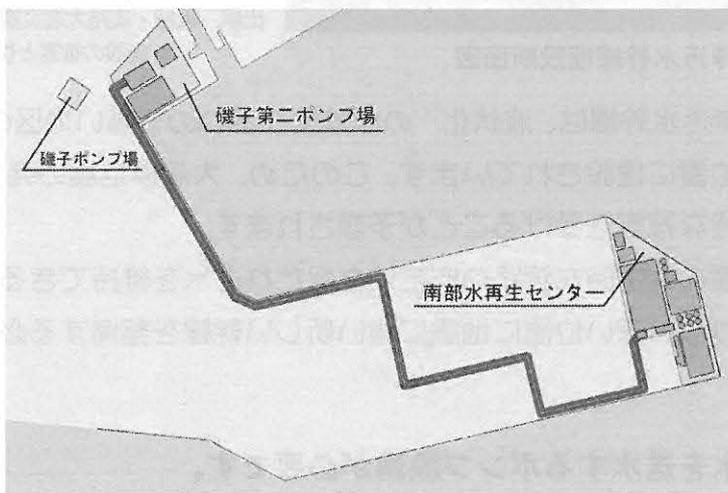
新しい幹線により汚水を送水するため、磯子第二ポンプ場にポンプ設備、電気設備、自家発電設備などが必要です。併せて南部水再生センターで汚水を受け入れる施設や設備が必要です。

新しい幹線などの整備によって、南部処理区・約 36 万人の下水処理を維持することができます。

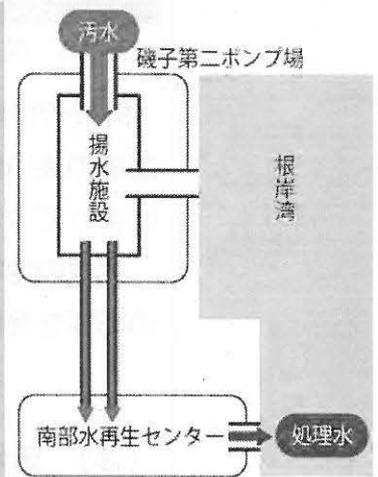
(1) 新しい幹線及びポンプ設備などの整備によって、従来よりも安定した送水を維持することができます。

磯子第二ポンプ場と南部水再生センターを結ぶ新しい幹線及びポンプ設備などを整備することによって、南部水再生センターへの送水を維持していくことができます。なお、新しい幹線は2本の管路で必要な送水能力を確保します。このため、一方の管路にトラブルが発生した場合でも、もう一方の管路で送水を維持し機能の停止を防ぐことができます。

<平面図>



<概念図>

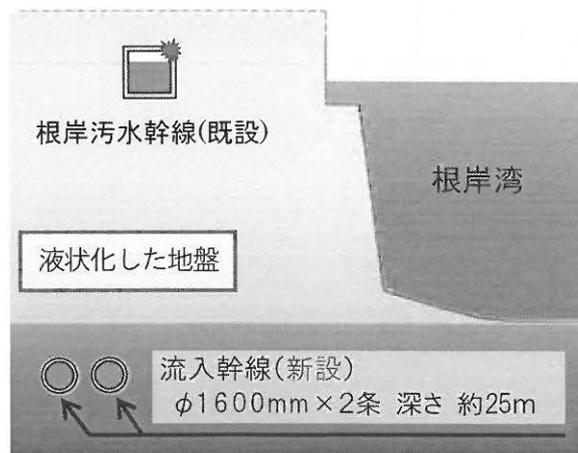


※新しい幹線のルートは、標準的な公道下に布設することを基本としています。

また、新しい幹線の整備後における既設幹線の取扱いについては、検討を進めます。

(2) 大規模地震の発生時も送水を維持することができます。

新しい幹線は、液状化の影響を受けない深い地盤内（約 25m）に埋設します。このため、大規模地震の発生時も送水を維持することができます。



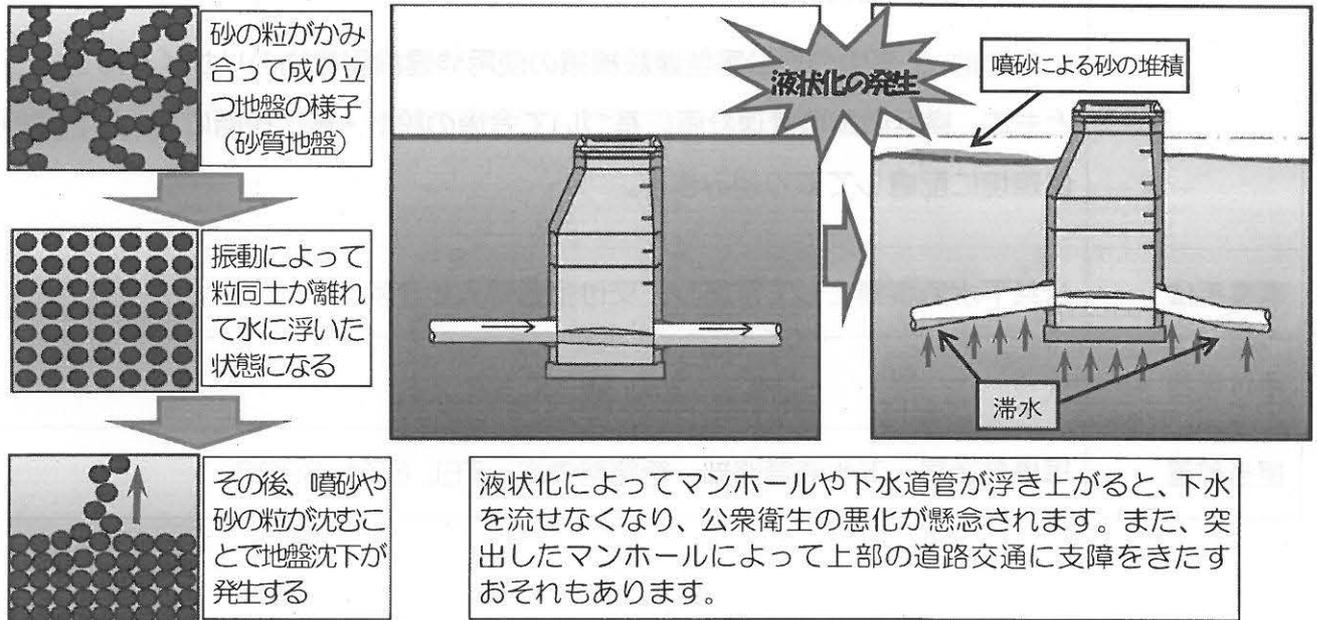
液状化発生時の比較

<p>環境への配慮</p>	<p>工事による周辺の皆さまへの影響を可能な限り低減いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ トンネル工法⁽²⁾の作業基地に磯子第二ポンプ場、南部水再生センターを可能な限り利用することで、路上交通への影響を最小限にします。 ◆ 作業基地への資材の搬出入などに伴う工事車両の通行については、交通誘導員を適切に配置し、作業基地周辺の安全性の確保及び周辺道路の混雑緩和に努めます。 <p>この他、工事中の低公害型建設機械の使用や建設副産物のリサイクルを行うとともに、横浜市環境管理計画に基づいて今後の設計・施工段階において、積極的に環境に配慮して取り組みます。</p>
<p>事業手法</p>	<p>公共下水道事業として実施し、交付金を導入します。</p>
<p>添付資料</p>	<p>①有 ・ 無</p>
<p>担当部署</p>	<p>環境創造局 下水道管路部 管路整備課 TEL 671-3983</p>

【用語説明】

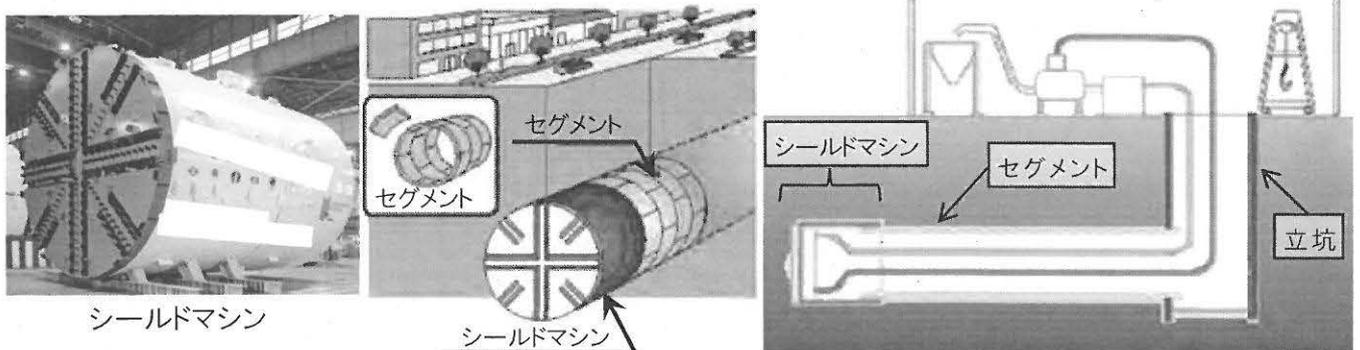
(1) 液状化

液状化とは、水分を多く含むゆるい砂質地盤などで、地震の振動によって地盤が液体状になる現象のことです。液状化が発生すると、砂が水とともに地表面に噴き出す噴砂や地盤沈下などが生じることがあります。また、水中で軽いものが浮くように、内部が空洞になっているマンホールや下水道管路などが浮き上がってしまうおそれもあります。東日本大震災では、東京湾内の埋立地でも甚大な被害が発生しました。



(2) トンネル工法

都市部の下水道工事で主に使われるトンネル工法として、シールド工法があります。シールドマシンという掘進機械で、地中をゆっくりと掘り進めてトンネルを造る工法です。シールド工法では、作業基地に立坑と呼ばれる縦穴をつくり、そこにシールドマシンを下ろし、前方に押し出しながら掘り進めて、その後方で鉄製もしくは鉄筋コンクリート製のブロック(セグメント)を組み立てながらトンネルを造っていきます。地上部の作業基地には、掘った土を処理する設備やトンネル内に材料を下ろすためのクレーンなどがつくられます。このため、騒音や振動は立坑付近に限られるので、防音施設の設置で対応でき、路上交通への影響もほとんどありません。



(様式1)

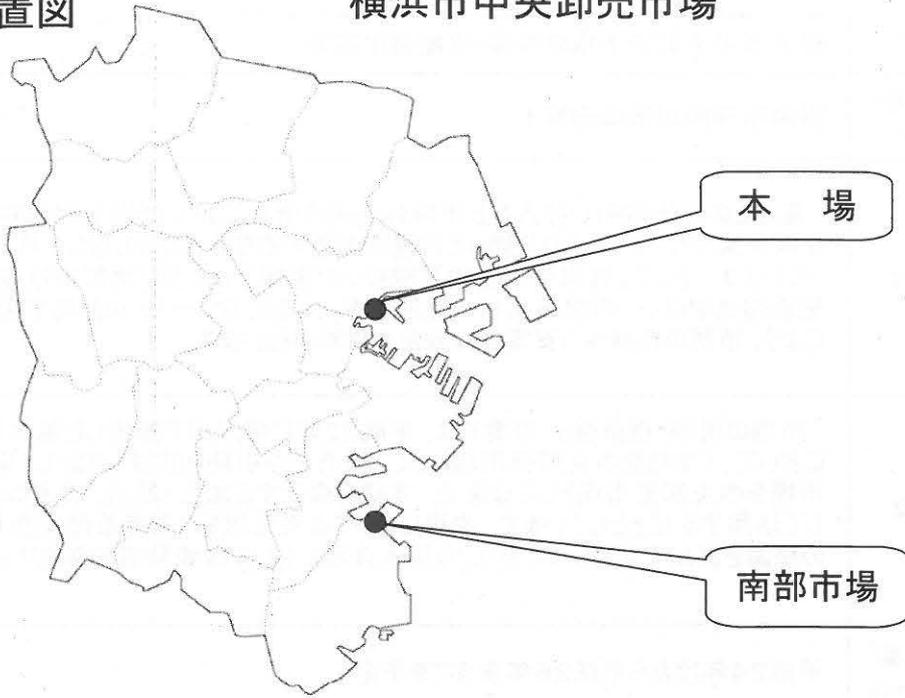
公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	横浜市中心卸売市場の再編・機能強化事業
	場所 (所在地)	横浜市神奈川区山内町1
	事業目的	産地との直接取引や輸入など市場外流通の増加により、卸売市場の取扱高が年々減少しており、それに伴って市場事業者の取り巻く環境も厳しい状況になっています。そこで、青果や水産物等取扱いが重複する本場と南部市場の再編・機能強化を行い、市場事業者の経営効率化と新たなニーズへの対応を図ることにより、市民の皆様への安定的な食品の供給を行います。
	事業内容	市場の再編・機能強化事業では、平成22年に横浜市で策定した基本方針において、「本場を中央卸売市場として、横浜市が引続き開設・運営し、南部市場を中央卸売市場としては廃止、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用する」とこととしています。本場においては外気遮断・温度管理型売場等の整備を実施することとしており、今回水産棟において改修整備を実施するものです。
	事業スケジュール	平成24年度から平成26年度までを予定
	総事業費	約30億円 ※今後の精査により変更になる可能性があります。
事業の必要性		<p>① 本場と南部市場の再編・機能強化を進めることにより、市場事業者の経営効率化等を図る必要があります。</p> <p>② 本場の水産棟卸売場等を温度管理型低温売場へ改修整備することにより、生鮮食品を扱う市場の品質管理や衛生管理の徹底を図り、コールドチェーンに対応した市場を実現していく必要があります。 (※)</p> <p>③ 加工・配送等新たなニーズに対応することにより、市場事業者の販路拡大を図る必要があります。</p> <p>※コールドチェーン：生鮮食品等を生産・輸送・消費の過程で途切れることなく低温に保つ物流方式。広域流通や長期間の保存が可能になる。</p>
事業の効果		<p>① 取扱量に見合った適正規模の市場を実現することにより、市場事業者の経営の効率化等が図られます。</p> <p>② 本場の水産棟卸売場等を温度管理型低温売場へ改修整備することにより、生鮮食品の品質・衛生管理の徹底が図られ取扱量の増加が見込まれます。</p> <p>③ 南部市場を「加工・配送、流通の場」として活用することにより、新たなニーズに対応することができます。</p>
環境への配慮		本事業の整備にあたっては、必要な環境面の配慮を行ってまいります。
地域の状況等		施設の改修整備については、市場内に限定されますので、地域への影響は少ないものと思われませんが、工事の着手等にあたっては、周辺の住民の方や事業所等に説明会を行ってまいります。
添付資料		無
担当部署		経済局 中央卸売市場本場 運営調整課 (Tel 045-459-3302)

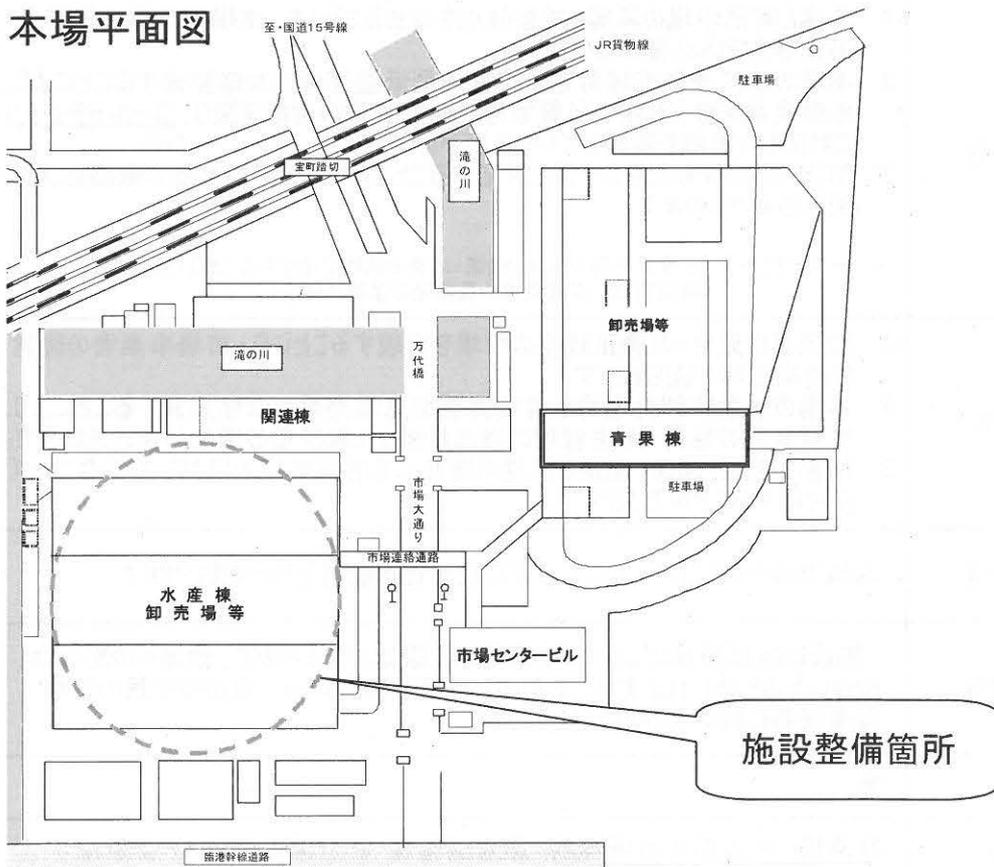
(様式1)

位置図

横浜市中心卸売市場



本場平面図



番号	分野別	資料の概要
33	スケジュール	市民への周知の取組内容・今後の予定・周知方法（工夫しようとしている点）

1 新市庁舎整備事業の広報・周知の主な取組

(1) 市ホームページ（随時更新）による広報・周知

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/>

【広報・周知の内容】

①新市庁舎整備基本構想について

- ・記者発表資料
- ・新市庁舎整備基本構想（冊子）
- ・新市庁舎整備基本構想（概要版）
- ・新市庁舎整備基本構想（案）の市民意見募集の概要・結果について

②新市庁舎整備基本計画策定に向けた検討状況について

- ・新市庁舎に関する調査特別委員会資料の掲載
- ・政策・総務・財政委員会資料の掲載

③その他

- ・市庁舎の歴史
- ・現市庁舎の耐震補強工事の概要
- ・これまでの検討経過 ほか

※同内容は庁内ネットワークで職員にも周知しています。

(2) 広報よこはま（2013年6月号）による広報・周知

- ・新市庁舎整備基本構想の概要を紹介

(3) 地元関係団体等への説明・意見交換（随時開催）

- ①地元まちづくり団体等
- ②横浜商工会議所
- ③市・区連会

(4) 新市庁舎整備基本構想の閲覧（平成25年3月29日～4月30日）

- ①各区役所広報相談係
- ②市民情報センター（市庁舎1階）
- ③所管課（総務局・都市整備局）

2 今後の市民意見募集（公共事業評価）における広報・周知の取組

（1）横浜市公共事業評価実施要綱事務取扱要領に基づく広報・周知（資料 31 参照）

- ①市ホームページに掲載
- ②市民情報センターにおける閲覧及び配布
- ③評価を実施する事業の関係区役所及び地区センターにおける閲覧及び配布
- ④事前評価実施局における閲覧及び配布

※市民意見の聴取を実施するときは、広報よこはま及びその他市の広報媒体に、事業名、市民意見の聴取期間、公表する場所等を掲載します。

（2）工夫しようと考えている点

（1）の①～④の広報・周知方法に加えて、次のような取組を行い、積極的かつ丁寧な広報・周知を図っていきたいと考えています。

- ・記者発表
- ・広報よこはまに事業概要について掲載
- ・パンフレットの作成
- ・図書館、行政サービスコーナー、駅PRボックス等でのパンフレット配布
- ・関係するまちづくり団体や地元自治会町内会等への説明・意見交換時における広報・周知
- ・ツイッター、データ放送、庁内電光掲示板等による広報・周知

番号	分野別	資料の概要
34	スケジュール	市庁舎への来庁者数、来庁目的、手続き内容

本庁舎及び特に来庁者の多い主な部署についての来庁者数は下表のとおりです。

■市庁舎及び主な部署の1日あたり想定来庁者数等

主な部署	来庁者(人)		来庁目的	手続き等内容
	計	算定根拠など		
本庁舎				
計	1500	守衛によるカウント (市民情報センターのみの利用者は含まない)	・市庁舎付属施設(銀行・郵便局・食堂)利用 ・その他本庁各課の利用	・付属施設の利用 ・その他所管課への相談
市民情報センター				
計	470	赤外線カウンターによる	・行政資料の検索・閲覧 ・行政刊行物の閲覧	・行政資料等の総合相談 ・行政文書の開示請求
建築局				
相談	280	建築審査課・情報相談課相談者	・各種建築に関する申請 ・建築に関する一般相談 ・証明書等の受け取り	・建築一般相談 ・建築確認 ・建築基準法道路相談 ・住宅用家屋証明の発行 ・開発許可申請 など
申請(当日処理)	210	家屋証明・台帳記載証明申請件数		
許可・協議等	200	建築審査課・情報相談課以外の各種申請等件数:9900件/年 1件あたり5回の来庁を想定した場合		
計	690			
財政局				
申請、契約交渉等	80	契約部への来庁者	・各種税の申告	・法人市民税の申告 ・償却資産の申告
税申告等	160	主税部への来庁者平均(ピーク期:300人/日)		
計	240			

(単位:人)

(注) 上記表の来庁人数は概算であり、特に来訪者の多い建築局では許認可で訪れる人以外も、単に相談をしに来た人も数多くいると思われるが、その人数は把握できていない。
また、本表にはないが、開発協議などの窓口である道路局や環境創造局なども相談に訪れる来庁者が多いと考えられるが、そのデータは把握できていない。

番号	分野別	資料の概要
35	スケジュール	市民利用機能、迎賓機能、危機管理機能の向上の考え方

1 市民利用機能 (平成 25 年 9 月 30 日新市庁舎に関する調査特別委員会資料 機能別整備方針から抜粋)

市民情報センター、市民相談室、案内所、市民協働・交流室（仮称）、屋根付き市民広場（アトリウム）などの市民利用機能は、市民にわかりやすく使いやすいよう建物低層階に配置します。

手続きや相談業務については、プライバシーの保護の観点などから、必要に応じて個別ブースや個室を設置するなど、市民が安心して手続きや相談が行えるよう配慮します。

【整備方針】

①市民情報センター

- ・市民に分かりやすく、誰もが自由に利用できる配置とする一方、誰もが安心して安全に利用できるようセキュリティを確保します。
- ・受付スペースや開示請求スペースは、請求者が他の来庁者から見えないよう、個室や窓口カウンターへの間仕切りの設置など、来庁者のプライバシーの保護に配慮します。
- ・市民ニーズの高い情報については、配架スペースを充実させるなどして、積極的な情報提供に努めます。

②市民相談室

- ・来庁者が落ち着いて相談でき、相談にきめ細かに応えることができるよう、個別ブースや窓口カウンターへの間仕切りの設置など、相談者のプライバシーの保護に配慮します。
- ・時間外等の相談にも対応できるよう検討します。
- ・相談者のプライバシーに配慮した待合室を設置します。

③案内所

- ・市民から見つけやすい、わかりやすい場所に設置します。

④市民協働・交流室（仮称）

- ・市民や行政による講演会、講座、シンポジウムなどが開催できるスペースとして整備します。
- ・夜間や休日の利用を前提とした配置とします。

⑤屋根付き市民広場（アトリウム）

- ・市民による演奏会、展示、イベント等、多目的に利用できる公共的な広場とします。
- ・待ち合わせ等での利用や気軽に訪れ休憩でき、ゆっくりとくつろげるスペースとします。
- ・夜間や休日の利用にも配慮し、通り抜けも可能なスペースとします。

2 迎賓機能 (平成 25 年 9 月 30 日新市庁舎に関する調査特別委員会資料 新市庁舎の整備基本方針から抜粋)

新市庁舎整備の基本理念では「市民に永く愛され、国際都市横浜にふさわしい、ホスピタリティあふれる市庁舎」を掲げており、市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備や周辺環境や都市景観との調和、おもてなしの場を実現します。

【整備基本方針】

①市民に親しまれ、来庁者が横浜らしさを感じる空間の整備

お年寄りから子どもまで誰もが気軽に集い、親しみ、憩えるようなオープンスペースを建物内に整備します。

- ・みなとみらい線馬車道駅と直結する建物の 1 階に市民広場を整備します。
- ・市民の待ち合わせや休憩場であるとともに、横浜らしさを感じるイベントや展示などを実施する場とします。

②周辺環境や都市景観との調和

建物のデザインは、市民が誇れ、親しみのもてるものとします。

- ・機能性を重視しつつ、港からの眺めにも配慮したまちのシンボルとなるデザインとします。
- ・周辺環境や都市景観に調和し、市民が誇りや親しみの持てるデザインとします。

③おもてなしの場の実現

市民にわかりやすく利用しやすい、また、国内外の多くの人々を惹き付ける魅力ある庁舎とします。

- ・誰にでもやさしくわかりやすいユニバーサルデザインを採用します。
- ・市庁舎を訪れる方々に横浜の歴史・文化・発展などの魅力を伝え、横浜らしさを体験していただけるような迎賓空間を設けます。
- ・視認性に優れ、わかりやすい案内表示とします。

3 危機管理機能 (平成 25 年 9 月 30 日新市庁舎に関する調査特別委員会資料 機能別整備方針から抜粋)

大規模地震をはじめ、危機が発生した際には、横浜市の対策本部として、情報の収集、集約、対策の立案、決定を行う危機管理センターを整備します。

災害発生時に、迅速かつ的確な意思決定ができるように災害対策の本部機能は同一フロアに集約します。

津波が発生した際に、住民や来街者が緊急的に避難できるような機能を建物及び周辺に設けます。

【整備方針】

①危機管理センター

ア 本部運営室

- ・各区本部との情報受伝達、市役所各局の所管に関する情報収集、他の自治体やライフライン事業者等との連絡調整を行う本部運営室を設置します。

イ 関係機関執務室

- ・県警、自衛隊、ライフライン事業者等と連携して危機対処活動を行うために、関係機関が執務するための関係機関執務室を設置します。

ウ 緊急対策チーム室

- ・危機発生直後の限られた情報から被災状況を推定し、危機対処方針を立案できる専門知識や経験を有する職員を自然災害、都市災害など、事態ごとに構成する緊急対策チーム室を設置します。

エ 本部会議室

- ・市本部長（市長）、副本部長（危機管理監、副市長）、部長（局長）が、本部運営室や緊急対策チーム室からもたらされる情報を基に緊急対策の決定を行う本部会議室を設置します。

オ 備蓄庫

- ・トイレパック、水や食料等、危機対処に必要な備品・消耗品の備蓄庫を設置します。

②津波避難ビル機能

- ・建物の2階レベルにデッキを整備し、通常は通行や休憩の場、津波発生時には、市民や来街者が緊急避難できる場所とします。
- ・さらに、建物のデッキ沿いなどに休日や夜間も利用できる出入口を設け、建物内に避難できるようにします。

③電気・機械室

- ・津波による浸水の可能性を考慮して中層階に配置します。
- ・浸水深以上の階と以下の階で、設備システムの系統を分離するなど浸水によるシステム全体の機能停止を防止する対策を講じます。

④非常用電源設備

- ・庁舎内の停電時、エレベーター、コンピュータ及び業務上必要な照明設備等へ送電できるよう、非常用電源設備を整備します。

番号	分野別	資料の概要
36	スケジュール	今年度のこれまでの検討経緯

		主な検討内容
6月	6日	第1回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○平成25年度の委員会運営方法について <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎整備に関する検討について ・横浜市内における検討状況について（平成24年度） ・平成25年度 新市庁舎に関する調査特別委員会 年間検討スケジュール（案）
	21日	第2回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○関内・関外地区のまちづくりについて
9月	30日	第3回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎の整備方針・建物配置等について <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎の整備基本方針 ・建物配置の考え方 ・空間構成の考え方 ・機能別整備方針 ○関内・関外地区のまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・関内駅周辺地区のまちづくり
11月	19日	新市庁舎に関する調査特別委員会視察 ○東京都庁・町田市
	27日	第4回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○議会棟のあり方の検討について ○新市庁舎の規模・事業費の精査について <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎の規模 ・事業費及び収支シミュレーション
12月	11日	政策・総務・財政委員会 ○新市庁舎整備に関する検討について <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の検討状況と今後の検討項目 ・新市庁舎の整備基本方針 ・建物配置の考え方 ・空間構成の考え方 ・機能別整備方針 ・新市庁舎の規模 ・事業費及び収支シミュレーション
	24日	第5回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○議会棟のあり方の検討について ○新市庁舎の事業手法・スケジュールについて ○関内・関外地区のまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・関内・関外地区の地元組織・団体への説明状況 ・関内駅周辺地区のまちづくりのテーマと目的 ・北仲通地区の歩行者ネットワークの考え方
1月	9日	第6回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎の事業手法・スケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・新市庁舎の事業手法・スケジュールに関する資料要求
	27日	第7回 新市庁舎に関する調査特別委員会 ○新市庁舎の事業手法・スケジュールについて

番号	分野別	資料の概要
37	スケジュール	基本計画策定までのスケジュール

■ 1月27日（月） 新市庁舎に関する調査特別委員会
 ○新市庁舎の事業手法・スケジュールについて
 ○規模・事業費・収支シミュレーション（見直し）

↓

■ 第1回定例会中 新市庁舎に関する調査特別委員会
 （2月上旬） ○新市庁舎整備基本計画（案）

↓

■ 第1回定例会中 政策・総務・財政委員会
 （2月／3月） ○新市庁舎整備基本計画（案）

↓

■ 3月 横浜市経営会議（庁内意思決定）

↓

■ 3月末 「新市庁舎整備基本計画」策定・記者発表・公表

番号	分野別	資料の概要
38	スケジュール	今回計画している新市庁舎と同程度で最近建設された建物の工事期間事例（高さ、階数、竣工時期、工事期間）

■最近建設された、高さ 150m、延床面積 15 万㎡程度の建物の事例（建設中含む）

建物名	所在地	階数	延床面積	高さ	本体工事着手	竣工（予定）	工期※
新丸の内ビルディング	千代田区	地上38階 地下4階	約195,000㎡	約198m	2005年3月	2007年4月	約26か月
JAビル	千代田区	地上37階 地下3階	約88,400㎡	約180m	2007年4月	2009年4月	約25か月
霞ヶ関コモンゲート 西館	千代田区	地上38階 地下3階	約119,000㎡	約176m	2005年1月	2007年9月	約33か月
大名古屋ビルヂング	名古屋市	地上34階 地下4階	約147,000㎡	約175m	2013年5月	2015年10月	約30か月
東京汐留ビルディング	港区	地上37階 地下4階	約191,000㎡	約173m	2002年10月	2005年1月	約28か月
JRタワー	札幌市	地上38階 地下4階	約276,000㎡	約173m	2000年1月	2003年1月	約37か月
新宿フロントタワー	新宿区	地上35階 地下2階	約94,000㎡	約160m	2008年11月	2011年5月	約31か月
丸の内パークビルディング	千代田区	地上34階 地下4階	約205,000㎡	約157m	2007年2月	2009年4月	約27か月
飯野ビルディング	千代田区	地上27階 地下5階	約104,000㎡	約147m	2009年3月	2011年9月	約31か月
ソニーシティ大崎	品川区	地上25階 地下2階	約124,000㎡	約140m	2009年2月	2011年3月	約26か月
豊洲IHビル	江東区	地上25階 地下2階	約98,000㎡	約125m	2003年9月	2006年1月	約29か月

（参照：事業主・設計者公表資料等）

※工期については着工月と竣工月から割り出しています。

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
39	スケジュール	「市の事務所の位置に関する条例」改正時期と基本計画策定時期との関係（他都市事例）

《東京都》

昭和 60 年 8 月 東京都シティ・ホール建設計画基本構想
 昭和 60 年 10 月 東京都庁の位置を定める条例
 平成 3 年 4 月 開庁

《町田市》

平成 16 年 3 月 市役所の位置を定める条例
 平成 16 年 6 月 町田市新庁舎建設基本構想
 平成 17 年 5 月 町田市新庁舎建設基本計画
 平成 24 年 7 月 開庁

《千代田区》

平成 15 年 4 月 実施方針
 平成 15 年 12 月 千代田区役所の位置を定める条例
 平成 19 年 5 月 開庁

《豊島区》

平成 20 年 9 月 新庁舎整備の検討のまとめ－ 整備方針－
 平成 21 年 11 月 新庁舎整備基本計画
 平成 22 年 11 月 新庁舎整備推進計画
 平成 22 年 12 月 豊島区役所の位置に関する条例
 平成 27 年度春 移転予定

《長崎市》

平成 25 年 1 月 建替え方針の決定
 ※長崎市新庁舎建設基本計画 策定中
 ※平成 31 年度中の開庁を目標

番号	分野別	資料の概要
40	スケジュール	本市（現庁舎）の「市の事務所の位置に関する条例」改正時期

昭和 31 年 12 月 20 日 起工式

昭和 34 年 3 月 14 日 市の事務所の位置に関する条例制定

昭和 34 年 9 月 12 日 竣工式

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
41	スケジュール	1 今後必要となる手続きの一覧とそのタイミングの案 (位置条例の改正、UR 事業計画変更、建築計画、管理処分計画などの特定建築者制度上の手続き等) 2 今後 UR と協議が必要となる事項

41-1 今後必要となる手続きの一覧とそのタイミングの案

(位置条例の改正、UR 事業計画変更、建築計画、管理処分計画などの特定建築者制度上の手続き等) について

→別紙スケジュール「今後必要となる手続きの一覧とそのタイミング案」参照

41-2 今後 UR と協議が必要となる事項

別紙、必要な手続き項目中、網掛け部分の項目が、UR と協議が必要となる項目です。

■今後必要となる手続きの一覧とそのタイミングの案

年度 必要な手続き	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
整備スケジュール (設計・施工一括発注方式の例)	基本計画	設計要件の整理・発注資料の作成 ○市民意見募集	発注手続 ○2月市会	設計	先行発注 (施工準備) ○計画通知	工事		
公共事業評価制度		事前						
位置条例の改正	検討中							
特定建築者の手続 (建築計画・管理処分に関する計画の提出)								
事業計画の変更認可手続き								
管理処分計画の認可手続き								
廃道敷の譲渡手続き								
建築確認申請関係 (計画通知等)								

注: 工事着工時までの必要な項目は、いずれの発注方法でも変わりませんので
ここでは設計・施工一括発注方式のスケジュールについて記載しています。
また、実際の手続きは、関係部局との調整結果により定まります